



高齢者世帯などの除雪費の助成



町では、避難通路確保のための除雪サービスのほかに、**除雪作業を行うことが困難な高齢者世帯**を対象に、除雪委託費用の一部を助成し、経済的負担の軽減と在宅生活を支援しています。

対象者

町内に住所を有し、居住している方のうち世帯員全員が町民税非課税で、次のいずれかに該当する方

- 70歳以上の高齢者
- 身体障がい程度等級1級、2級など



- 70歳未満の方がいる2世帯住宅は対象外です
- 年齢基準日は令和元年11月15日です

助成額と対象作業・期間

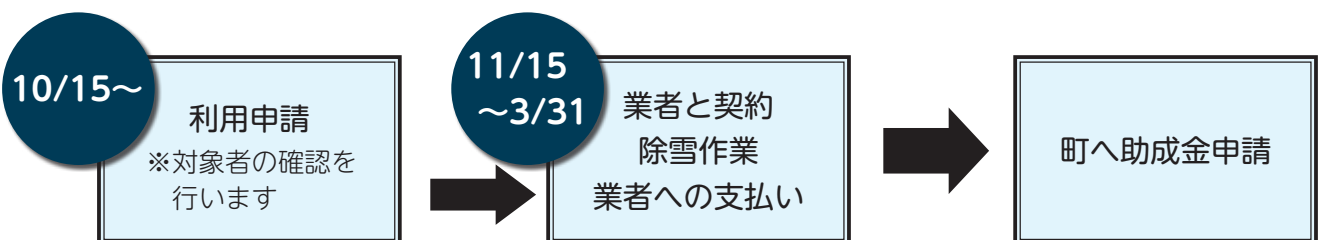
- 助成額：除雪委託費用の1/2（千円未満は切捨て、上限額5万円）
- 対象作業：①玄関前から道路までの生活道路や置き雪除雪
②屋根の雪下ろしや窓の除雪
- 対象期間：令和元年11月15日(金)～令和2年3月31日(火)の除雪作業分
※申請は対象期間内に1回限りです。



対象期間

令和元年11月15日(金)～令和2年3月31日(火)の除雪作業分

申請手続き



- 業者との契約書には作業内容、作業期間、契約金額の記載が必要です
- 助成金申請には契約書と領収書の写しが必要です